

大分市佐賀関の大規模火災による被災者に対する 手数料の減免措置に係る漁業管理課の事務処理要領

（目的）

第一条 この要領は、「大分市佐賀関の大規模火災による被災者に対する使用料及び手数料の減免措置に関する手続きについて（通知）」（令和7年11月20日付け財第292号総務部長通知）（以下「総務部長通知」という。）に基づき、漁業管理課が所管する事務に関して手数料の減免を行う場合の事務処理手続等についてあらかじめ定めることにより、被災した漁業者の操業再開等を支援し、地域の復旧・復興等に資することを目的とする。

（減免対象手数料）

第二条 減免の対象となる手数料は、別紙のとおりとする。

（対象期間、対象者及び減免率）

第三条 減免の対象期間は、令和7年11月20日から当面の間とする。また、減免の対象者及び減免率は、総務部長通知のとおりとする。

（減免申請）

第四条 減免申請は、減免の対象となる申請の種類に応じて、当該申請に係る決裁権者である漁業管理課長又は振興局長に対して行うものとする。

2 減免申請書の様式は任意であるが、第1号様式を参考とするものとし、市町村から交付を受けた、り災証明書の写しを添付するものとする。

（減免の決定）

第五条 漁業管理課長又は振興局長は、前条の減免申請があった場合において、手数料の減免を決定したときは、申請者に対して第2号様式により通知するものとする。

（減免申請の受付期限）

第六条 減免申請の受付期限は、別途通知するまでの当分の間とする。ただし、当該期限までに申請ができない場合については、振興局と漁業管理課で別途対応を協議するものとする。

（別紙事務の申請手続き）

第七条 対象者が別紙事務の申請を行う場合は、従前の申請書類等に加えて第五条の規定による通知の写しを添付するものとする。

2 前号の申請を受け付けた者は、申請書の収入済印欄等に、手数料免除の旨を記載し、確認者の記名押印を行う。

(その他)

第八条 振興局は、この要領による運用等に関して疑義等が生じた場合は、漁業管理課に協議するものとする。

附則

この要領は、令和7年11月20日から施行する。

別紙

減免対象手数料

事務の 名称	手数料の名称	区分		金額	減免額	申請受付期間
漁業関係 事務	漁業権免許申請手数料			3,700 円	全額	令和7年11月20日 ～ 当分の間 (別途通知)
	漁業権共有認可申請手数料			3,700 円		
	漁業権分割変更免許申請手数料			2,500 円		
	抵当権設定認可申請手数料			1,200 円		
	漁業権移転認可申請手数料			1,200 円		
	休業中の漁業許可申請手数料			2,500 円		
	沿岸漁場管理団体指定申請手数料			3,700 円		
	漁業許可申請手数料			2,900 円		
	漁業許可変更許可申請手数料			2,400 円		
	免許漁業原簿謄本又は抄本交付手数料			520 円		
	漁場図謄本又は抄本交付手数料			520 円		
	免許漁業原簿閲覧手数料			280 円		
漁船関係 事務	漁船登録申請手数料	無動力漁船		4,600 円		
		動力漁船	二〇トン未満	6,900 円		
			二〇トン以上一〇〇トン未満	7,400 円		
			一〇〇トン以上	7,900 円		
	漁船登録票再交付手数料			2,400 円		
	漁船検認手数料			3,600 円		
	漁船登録変更申請手数料	無動力漁船		2,300 円		
		動力漁船	二〇トン未満	3,400 円		
			二〇トン以上一〇〇トン未満	3,700 円		
			一〇〇トン以上	4,000 円		
	漁船登録謄本交付手数料			440 円		
小型船舶 関係事務	小型漁船総トン数測度手数料	三トン未満の漁船で実測を伴う場合		14,000 円		
		三トン以上五トン未満の漁船で実測を伴う場合	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	19,000 円		
			その他の場合	14,000 円		
		五トン以上二〇トン未満の漁船	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	37,000 円		
			その他の場合	26,000 円		
遊漁船業 関係事務	遊漁船業者登録申請手数料			15,000 円		
	遊漁船業者更新登録申請手数料			12,000 円		
	遊漁船業務主任講習手数料			6,000 円		

※金額について、大分県使用料及び手数料条例(昭和31年3月30日条例第27号)が改正された場合は、改正後の当該金額を減免の対象とする。

第 1 号様式

(漁業関係手数料・漁船関係手数料・小型船舶関係手数料・
遊漁船業関係手数料) 免除申請書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

住所
申請者
氏名

大分県使用料及び手数料条例第 6 条の規定により、下記のとおり、（漁業関係手数料・漁船関係手数料・小型船舶関係手数料・遊漁船業関係手数料）の免除を申請します。

記

1 手数料の名称

2 手数料の額

添付するもの

・ 災証明書の写し

第2号様式

〇〇第 号
年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇振興局長
(漁業管理課長)

(漁業関係手数料・漁船関係手数料・小型船舶関係手数料・
遊漁船業関係手数料)の免除の決定について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった上記のことについて、下記のとおり免除を決定しましたので、大分市佐賀関の大規模火災による被災者に対する手数料の減免措置に係る漁業管理課の事務処理要領第5条の規定により通知します。

記

- 1 免除される者
- 2 免除される手数料の名称
- 3 免除される手数料の額



財 第 2 9 2 号
令和 7 年 1 1 月 2 0 日

各 部 局 長
教 育 長 殿
警 察 本 部 長

総 務 部 長

大分市佐賀関の大規模火災による被災者に対する使用料及び
手数料の減免措置に関する手続について（通知）

大分市佐賀関の大規模火災による被災者に対して、使用料及び手数料条例第
6 条の規定により、使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し若しく
は猶予する場合には、下記のと通りの事務手続としますので、対応をお願いします。

記

- 1 減免等を行おうとする事案毎に各所属長等の決裁により決定すること。
- 2 予算規則第 2 5 条第 2 項第 2 号に基づき財政課(予算班総括)合議を行うこと。
- 3 減免等の申請様式については任意であるが、被災者に過度の負担とならないよう留意すること。
- 4 当面、考えられる減免対象は、別紙のとおり。

(別 紙)

1. 対象災害：大分市佐賀関の大規模火災

2. 対象者：今回の大規模火災により家屋や店舗等が被災し、市町村から、り
災証明書の交付を受けた者

(例) 運転免許証再交付手数料

自動車保管場所証明手数料

県営住宅使用料 など

3. 減 免 率：10／10

4. 減免期間：県営住宅使用料については6か月を原則とし、1回（6か月）
延長することができるものとする。

但し、応急仮設住宅への入居要件を満たす者については、最長
2年まで延長することができるものとする。